

県庁舎跡地整備基本構想

この基本構想は、利活用における基本的考え方（理念等）、
そのために必要な機能（広場、情報発信、交流支援等）の
考え方等を取りまとめたものです。

具体的な建物等の規模や配置、デザイン、個別の機能の詳細
等については、今後の暫定供用による利用状況等を踏まえ整理
します。

令和4年7月

長崎県

目次

| | |
|--|-----------|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. 背景 | 2 |
| 2.1 跡地の概要 | 2 |
| 2.1.1 跡地活用の検討対象 | 2 |
| 2.1.2 県庁舎跡地..... | 3 |
| 2.1.3 県警本部跡地..... | 5 |
| 2.2 この土地の歴史..... | 5 |
| 2.3 埋蔵文化財調査..... | 6 |
| 2.3.1 平成 21 年度 | 7 |
| 2.3.2 平成 22 年度 | 7 |
| 2.3.3 令和元年度..... | 7 |
| 2.3.4 令和 2 年度 | 8 |
| 2.3.5 埋蔵文化財の確認状況 | 9 |
| 2.4 まちの大きな変化 | 10 |
| 2.4.1 長崎県総合計画 | 10 |
| 2.4.2 「長崎市中央部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画（重点地域） | 10 |
| 2.5 新たな時代の変化への対応..... | 11 |
| 2.5.1 Society5.0..... | 11 |
| 2.5.2 ポストコロナ社会など | 11 |
| 2.5.3 S D G s（持続可能な開発目標） | 12 |
| 3. これまでの検討経過 | 13 |
| 3.1 懇話会における議論..... | 13 |
| 3.2 長崎市からの提案 | 13 |
| 3.3 新たな機能の検討 | 13 |
| 3.4 県庁舎跡地整備基本構想のとりまとめ | 14 |
| 4. 基本理念 | 15 |
| 4.1 基本認識..... | 15 |
| 4.2 求められる役割..... | 17 |
| 4.3 基本理念..... | 17 |
| 4.3.1 基本理念の設定 | 17 |
| 4.3.2 新たな価値の創造..... | 17 |
| 5. 整備する機能の考え方 | 19 |
| 5.1 利活用の基本的考え方 | 19 |
| 5.2 整備する機能..... | 19 |
| 5.3 埋蔵文化財の状況に配慮した建物等の整備・配置（土地利用の考え方） | 19 |

| | |
|--|-----------|
| 5.4 具体的な機能..... | 20 |
| 6. 機能配置のイメージ | 24 |
| 6.1 機能配置の考え方 | 24 |
| 6.2 機能配置の具体的なイメージ..... | 25 |
| 6.2.1 石垣上の敷地..... | 25 |
| 6.2.2 石垣下の敷地..... | 26 |
| 6.2.3 県警本部跡地..... | 26 |
| 6.3 機能配置のイメージ（パース図）..... | 27 |
| 6.3.1 機能配置の検討の視点 | 29 |
| 6.4 留意点等..... | 30 |
| 6.4.1 上質な空間の整備..... | 30 |
| 6.4.2 景観への配慮..... | 30 |
| 6.4.3 環長崎港地域アーバンデザインシステム | 30 |
| 6.4.4 可変性の確保..... | 31 |
| 6.4.5 先行整備（暫定供用）..... | 31 |
| 6.4.6 歴史を体感してもらう工夫等（一部再掲） | 32 |
| 6.4.7 効果的な情報発信..... | 33 |
| 6.4.8 エリア全体の人の流れや日常の賑わいづくり等を意識した仕掛けづくり | 33 |
| 6.4.9 県庁舎跡地と県警本部跡地の一体的活用 | 33 |
| 6.4.10 周辺エリアの開発との連動等 | 33 |
| 6.4.11 市町、関係団体、地域の方々等との連携..... | 34 |
| 6.5 その他留意事項..... | 34 |
| 6.5.1 隣接する出島や江戸町公園、周辺の広場・公園との連携..... | 34 |
| 6.5.2 Society5.0 への対応..... | 35 |
| 6.5.3 アフターコロナへの対応..... | 35 |
| 6.5.4 脱炭素社会の実現..... | 35 |
| 7. 事業の進め方 | 36 |
| 7.1 効果的な整備・運営..... | 36 |
| 7.1.1 PPP/PFI 手法の検討 | 36 |
| 7.1.2 運営体制の検討 | 37 |
| 7.2 整備事業費等..... | 39 |
| 7.2.1 整備事業費（概算） | 39 |
| 8. 今後の進め方 | 40 |
| 9. 持続的な賑わいの創出..... | 43 |
| 9.1 これまでの取組（先行的な賑わいづくり） | 43 |
| 9.2 サポーターズミーティング..... | 43 |
| 9.3 先行的な賑わいづくりにおける留意点等..... | 43 |
| 9.4 持続的な賑わいの創出に向けて（一部再掲） | 44 |

1. はじめに

県庁舎跡地は、長崎発祥の礎となった場所であり、様々な歴史の変遷の中で、長崎のまちの中心としての役割を果たしてきた歴史的に重要な土地であるとともに、まちの中心に位置する大変貴重な県民の財産です。これらを踏まえ、この地の歴史を活かし、新たな交流や賑わいの場の創出につながるよう、幅広い関係者の皆様からのご意見等を踏まえ、隣接する県警本部跡地を含め、活用策の検討を進めてまいりました。

検討にあたっては、これまでの二度にわたる懇話会からの提言や、県議会でのご議論などを踏まえながら整理を進め、令和元年6月に、広場、交流・おもてなしの空間、文化芸術ホールを主要機能とする「県庁舎跡地整備方針」をとりまとめ、同年9月から「県庁舎跡地整備基本構想」の策定に着手しました。

こうした中、旧庁舎の解体後、同年10月から実施した県庁舎跡地の埋蔵文化財調査において、江戸時代の遺構などが確認されたこと等を受け、県においてさらに詳細な調査が必要と判断するとともに、文化芸術ホールについては、整備主体である長崎市から現市庁舎跡地に整備したいとの考えが示されました。

これらの状況を踏まえ、県として、必要な埋蔵文化財調査を実施するとともに、整備方針における整備の考え方など、これまでの議論の経過を踏まえつつ、時代の大きな変化等も考慮し、新たな機能の付加を含めて、長崎県の発展に資するような活用策となるよう、パブリックコメント等を実施しながら検討を深め、今般、利活用の基本的な考え方等を整理した、県庁舎跡地整備基本構想をとりまとめました。

今後、基本構想に基づき、オープンスペースを暫定供用して、早期に賑わいを創出しながら、各機能の詳細等を整理し、周辺地域はもとより本県全域に活力をもたらすような利活用を推進してまいります。

2. 背景

2.1 跡地の概要

県庁舎跡地は、様々な歴史や歴史的役割を持つ長崎を象徴する場所であるとともに、地理的にも長崎のまちの中心に位置する県民の貴重な財産である。

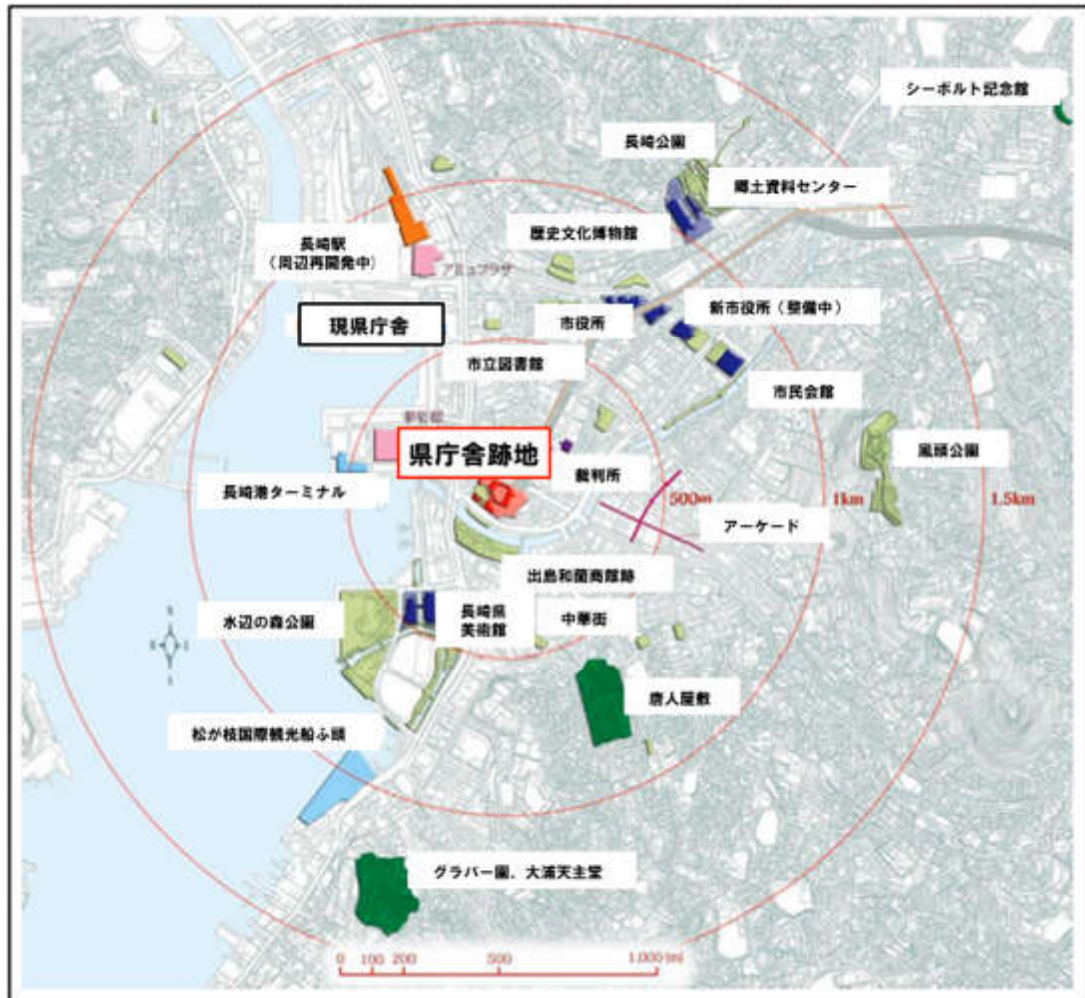


図 2-1 県庁舎跡地の立地

2.1.1 跡地活用の検討対象

活用策の対象とする、県庁舎跡地と県警本部跡地の概要は以下のとおり。

表 2-1 県庁舎跡地と県警本部跡地の概要

| | 県庁舎跡地 | 県警本部跡地 |
|----------|-------------------|-------------------|
| 住所 | 長崎県長崎市江戸町二丁目 13 番 | 長崎県長崎市万才町四丁目 15 番 |
| 敷地面積 | 約 13,000 平方メートル | 約 2,000 平方メートル |
| 用途地域 | 商業地域 | 商業地域 |
| 建ぺい率/容積率 | 80% / 600% | 80% / 600% |



図 2-2 県庁舎跡地および県警本部跡地活用の対象

2.1.2 県庁舎跡地

県庁舎跡地は、現存する石垣を境として高いところで7m以上の高低差がある。敷地の中には、県庁の本館、第一別館、第二別館、第三別館が設置されていたが、本館、第一別館、第二別館は既に取り壊しを行い、現在は更地となっている。

なお、県庁舎跡地に隣接して、長崎市の都市公園である江戸町公園がある。江戸町公園は長崎市の管轄であり、県庁舎跡地と一体的に活用するため、長崎市と連携を図っていく必要がある。

(1) 石垣上の敷地

約9,500 m²の石垣上の空間は、地階があった県庁本館の解体によって、東側（当時の正面駐車場側）が高く、西側（本館が建っていた側）とは4m程度の高低差がある。また、東側は南に向かってなだらかな下りの傾斜となっている。石垣上からは稲佐山や鍋冠山を遠くに長崎特有のすり鉢状の形状が視界に広がる。

(2) 石垣下の敷地

石垣下の敷地は、第一別館と第二別館があった場所は更地となっており、江戸町公園も含むこの空間からは、現存する石垣を望むことができ、この土地の成り立ちや歴史を感じることができる。敷地の南側は江戸町通りと中島川を挟んで、出島（国指定史跡 出島和蘭商館跡）に面しており、出島とつながりのある空間としての特徴も有している。



図 2-3 現存する石垣（写真左）と中島川と出島（写真右）

(3) 旧第三別館

石垣下の空間にある旧第三別館は、1923（大正 12）年に竣工した 3 階建て鉄筋コンクリート（RC）とレンガの混構造の庁舎である。当初は長崎警察署の庁舎として利用されていたが、1968（昭和 43）年以降は県庁の第三別館として使用された。大正期から昭和期に建設された RC 造の警察庁舎で現存しているものは全国にも数が少なく、また、被爆の痕跡は残っていないが、1945（昭和 20）年 8 月の長崎原爆を経験した建物でもある。

旧第三別館は現在使用されていないが、耐震基準を満たしておらず、外壁等の劣化も進んでいることから、今後、保存活用する場合には、必要な設備の改修だけでなく、耐震改修工事や外壁等の改修工事が必要となる。



図 2-4 旧第三別館の現況（外観・内観）

表 2-2 旧第三別館の概要

| 項目 | 概要 |
|-----------------|--|
| 竣工 | 1923 年（大正 12 年） |
| 用途 | 事務所 |
| 階数 | 地下 1 階、地上 3 階 |
| 構造 | 煉瓦造、鉄筋コンクリート造、木造（3 階のみ） 煉瓦造の壁の間に R C 造の壁があり、R C の梁や床を支持する |
| 敷地面積 | 1,160.56 m ² （登記面積） |
| 建築面積 | 634.70 m ² |
| 延床面積 （各階床面積） | 1,407.94 m ² 364 m ² （3 階を除く） |

2.1.3 県警本部跡地

県警本部跡地は、長崎県警察本部が置かれていた敷地で建物は解体されている。土地は、東側が高く西側が低く、一部構造物を残した状態となっている。県庁舎跡地のように奉行所などの歴史的に重要な建物が建っていた経過もないことから、隣接する民地や周辺エリアとの連携を視野に入れつつ、比較的自由度の高い整備が可能と考えられる。

2.2 この土地の歴史

県庁舎跡地は、岬の教会、長崎奉行所、4 代の県庁舎をはじめ、森崎神社があったとする文献等も存在するなど、様々な歴史を有する、長崎発祥の礎となった場所である。

また、海外との交流等により、異文化等を受け入れ、融合させて新たな価値を創造・発信し、我が国の近代化にも貢献するなど、歴史的にも大きな役割を果たしてきた場所である。

加えて、こうした歴史により、当地は、本県の 2 つの世界遺産にも深く関わりを有し、長崎を象徴する場所であると言える。

(1) 長崎のはじまり

長崎の地は、1571 年、領主の大村純忠によって、ポルトガルとの貿易の拠点として開港され、県庁舎跡地付近に 6 つの町が作られた。県庁舎跡地の周辺は長い岬の先端にあたり、当時「森崎」や「杵崎（きねさき）」と呼ばれ、諏訪神社のご神体の 1 つである森崎社の源流となる、森崎神社の社や祠の存在を伝える文献も残されている。

開港後、この地には、教会（サン・パウロ教会堂）が建てられ、幾度かの建て直しや増改築工事が行われた。なお、1582 年にローマへ派遣された天正遣欧少年使節も長崎から出航している。1601 年には「被昇天のサンタ・マリア教会」が落成し、発展を遂げたものの、1614 年のキリシタン禁制によってその歴史を閉じた。

(2) 長崎奉行所

江戸時代になると、教会跡地には糸割符宿老会所が設けられたが、1633年に発生した火災で本博多町にあった長崎奉行所東西屋敷を焼失、糸割符宿老会所も類焼した。これを契機に両者で敷地を交換し、以後当地は長崎奉行所の敷地として利用された。なお、1636年に岬の先に築造された出島は、長崎奉行の管理下におかれた。この奉行所からは、出島のほか、唐人屋敷や新地蔵、朝鮮からの漂流民送還も取り扱う対馬藩の蔵屋敷などを一望できた。

1663年に発生した大火でも東西屋敷を焼失した。奉行所は再建されたものの、度重なる火災もあったため、1673年に立山に東屋敷を移転し（立山役所）、旧奉行所は西役所と称した。西役所は1718年に老朽化のため全面改修され、1812年に石火矢台場が装備されるなど小規模な増改築が行われながら幕末を迎えた。

幕末には、1853年にロシア使節プチャーチンとの会見が西役所で行われたほか、1855年には所内で海軍伝習と活字判摺立が、1857年には医学伝習や英語伝習が行われ多くの人が学びにくるようになった。こうした日本中から長崎へ遊学する人々を通して、西欧近代文明が国内の各地に伝播するなど、我が国の近代化に貢献した。幕末の終末期には長崎奉行が長崎を脱出して支配権を放棄した。以後西役所は、諸藩の連合体である長崎会議所と改められ、明治を迎えた。

(3) 県庁舎の開庁から現在まで

明治時代になり、西役所跡には長崎裁判所（後に長崎府）が置かれ、引き続き長崎の政治的中心地となった。長崎府庁が立山に移転後、しばらくは広運館と呼ばれる英仏語学や算学などを教授する高等教育機関になった。

1873（明治6）年には県庁と学校の土地建物の交換が行われ、1874（明治7）年に初代の県庁舎が開庁した。しかしながら新築した庁舎は翌月の暴風雨で倒壊し、1876（明治9）年に2代目の県庁舎が建設され開庁した。

3代目の県庁舎は1911（明治44）年に完成し、開庁にあたっては、前年に完成した県会議事院とあわせて落成式が挙行された。3代目の県庁舎は以後30年余り機能したが、1945（昭和20）年の原爆投下に伴う火災によって全焼した。

戦後、主な県庁機能は立山町に建設した仮庁舎にしばらく移されたが、1953（昭和28）年に4代目の県庁舎完成後に再移転が行われた。

5代目の県庁舎が2017（平成29）年12月に長崎市尾上町に落成し、2018（平成30）年1月から順次、新庁舎で業務が開始された。4代目の県庁舎は同年10月に解体に着手し、令和元年10月に、第三別館を残し解体が完了した。

2.3 埋蔵文化財調査

県庁舎跡地は、2.2に示すとおり重層的な歴史があり、周辺も含め埋蔵文化財の存在が知られている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）とされている。そのため、これまで数次にわたり埋蔵文化財調査を行った。

2.3.1 平成 21 年度

石垣上の敷地の 2 箇所において埋蔵文化財予備調査（試掘）を実施した。その結果、旧県庁正面玄関付近において明治時代の整地面及び江戸時代の遺物包含層と思われるものが確認された。また、南口付近においては、江戸時代の遺構等が存在する可能性がある土層がすでに削り取られていることが確認された。

2.3.2 平成 22 年度

平成 21 年の予備調査において江戸時代の遺物包含層などが確認された旧県庁正面玄関付近及び旧第三別館駐車場付近を対象に埋蔵文化財範囲確認調査を実施した。

範囲確認調査では 3 代目県庁舎における議事院の基礎と判断される煉瓦構造物や初代または 2 代目県庁舎の基礎と思われる石造基礎などが確認された。また、南側の調査区では北東方向から南西方向にかけて伸びる石垣の遺構が確認された。

同時に実施した石垣調査（第三別館、江戸町公園との境界面の石垣）では、各調査区において石垣下段に近世の石垣が残っていることが確認された。

2.3.3 令和元年度

令和元年 10 月から令和 2 年 1 月にかけて、旧県庁舎の解体工事終了後に予定していた埋蔵文化財調査（範囲確認調査）を実施した。

その結果、敷地中央から東側は、地山（じやま）であり、遺構としては、江戸期の井戸と思われる遺構が確認された。敷地南側では平成 22 年度に実施された予備調査において石垣の存在が一部確認されていたが、今回の調査でも江戸時代の石垣があらためて複数確認された。

また、江戸時代初期の町屋の礎石と思われる遺構のほか、敷地西側では瓦と漆喰等が混ざった土の層などが確認され、上層では 1660 年代を下限とする遺物が、下層では 1630～40 年代の遺物が確認された。（令和 2 年度の調査において明治時代に造成されたものと判明）

これらの調査結果を踏まえ、埋蔵文化財等の専門家から、更に詳細な調査の実施を検討してほしい等の意見があり、令和 2 年 1 月、県として、今回出土した遺構等の周辺について、さらに詳細な調査を行う必要があると判断した。



図 2-5 確認された石垣

2.3.4 令和2年度

1) 県庁舎跡地南側の調査

令和元年度の範囲確認調査により確認された敷地南側（出島側）付近の内容確認調査を、令和2年5月から令和2年10月まで実施した。

令和元年度の調査結果を踏まえ、石垣や町屋の遺構等の残存状況を確認したところ、石垣部分については、長さ約60m、高さ約6～7mの石垣を検出し、補修や積み替えが繰り返し行われたことや、1610年代に積まれた可能性が高い根石部分などが確認された。また、町屋の遺構等を確認していた区域の調査においては、江戸時代の地層等が確認された。



図 2-6 確認された敷地南側の石垣の遠景

2) 県庁舎跡地西側の調査

敷地西側付近において、令和元年度の調査で江戸時代の瓦などを含む土の層が確認されたことを受け、令和2年11月から令和3年2月まで、遺構の面的な広がりを確認するための内容確認調査を実施した。その結果、調査箇所からは、井戸と思われる遺構や石垣の裏込め石等が確認されたほか、令和元年度に確認された江戸時代の層の下に、明治期の生活面が確認され、西側部分は、明治時代に盛土して形成された土地であることがわかった。



図 2-7 確認された石垣の裏込め石（左）と井戸と思われる遺構（右）

なお、長崎奉行所の建物跡と思われる遺構や、森崎神社や岬の教会などに関連すると思われる遺構は、これまでの調査で確認されていない。

2.3.5 埋蔵文化財の確認状況

これまでの調査による埋蔵文化財の確認状況は以下のとおり。



図 2-8 埋蔵文化財の確認状況

2.4 まちの大きな変化

長崎県は、新幹線の開業や新駅周辺の再整備、特定複合観光施設（IR）の誘致のほか、長崎市中心部における県庁や市役所の移転、民間事業者による長崎スタジアムシティプロジェクト、松が枝埠頭2パース化など、長崎県の未来を大きく変えるプロジェクトが時を同じくして進行し、まちのたたずまいも大きく変わろうとしている。

また、これまでの造船業を中心とした産業構造から、近年、大手企業の研究開発拠点の立地が進むとともに、AI・IoT・ロボット関連産業、航空機関連産業、海洋エネルギー関連産業といった新分野において新たな動きが見られるなど、産業構造にも大きな変化が生じている。

このような100年に一度とも言うべき変革の時期をチャンスと捉え、本県の地域活性化や経済活性化に積極的につなげていく必要があり、県庁舎跡地の活用についても、次に掲げる関連計画等を踏まえながら、本県の発展に資するような利活用を図ることが求められる。

2.4.1 長崎県総合計画

10年後の長崎県の将来像を見据え、2021年から5カ年の政策の方向性を戦略的に示す長崎県総合計画「チェンジ&チャレンジ2025」では、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念に、計画の実現に向けて各種施策を展開していくこととしている。

県庁舎跡地整備については、本計画における基本戦略のうち「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」を実現するための施策として位置づけられている。

2.4.2 「長崎市中心部・臨海地域」都市・居住環境整備基本計画（重点地域）

県庁舎跡地から長崎市役所にかけての国道34号線沿いの地区は、平成26年に「長崎市中心部・臨海地域」都市・居住環境整備計画における重点地域として指定されている4つのエリアのうち、中央エリアに位置し、まち全体の賑わいや回遊性向上の観点から重要な地区とされている。

従来はオフィス街が国道34号線沿いを中心に立地していたが、県庁が移転し、市役所も新庁舎への移転が進められ、私有地ではマンションの建設が広がるなど、エリアの状況が変化してきている。

今後、県庁舎跡地や県警本部跡地を含め、長崎市と連携してまちづくりの方向性や将来像を描き、将来的なこの地区の魅力と活力の向上に努めていくことが求められる。



図 2-9 重点エリア図（長崎市・長崎県「長崎市中央部・臨海地域」中央エリア整備計画より）

2.5 新たな時代の変化への対応

2.5.1 Society5.0

IoT や AI など次世代を担う情報技術の急速な発展を背景に新たなデジタル社会の実現が求められている中、長崎県においても、2040 年問題をはじめとする中長期的な視点から地域課題を認識し情報技術の利活用による課題解決など、すべての県民の皆様の豊かで質の高い生活や、産業振興、地域活性化を目指して Society5.0 の実現に取り組むこととしている。

県庁舎跡地や県警本部跡地は、これまでも様々な交流により、新たな価値を創造・発信してきた場所であり、Society5.0 の実現に貢献するような機能等の整備が求められる。

2.5.2 ポストコロナ社会など

新型コロナウイルス感染症の流行以降、人々の生活や仕事のスタイル、さらには世界的な社会情勢までが大きく変化していくことが想定される。

県庁舎跡地の活用においても、ポストコロナ社会のニューノーマルへの対応を前提とした施設としての整備や、感染症分野など今後の産業やビジネスの動向等にも留意した取組が期待される。

また、国内外で取組が加速している「2050 カーボンニュートラル(脱炭素社会の実現)」についても、本県の施策と連動した利活用に留意する必要がある。

2.5.3 S D G s (持続可能な開発目標)

「S D G s (持続可能な開発目標)」は、「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するための17の目標(ゴール)と169のターゲットで構成される国際社会全体の目標であり、2015年9月の国連サミットで採択された。

県庁舎跡地の活用においても、このS D G sの理念を踏まえながら、長崎県総合計画等に基づき、持続可能なまちづくりや地域活性化等の実現に貢献するような利活用を図ることが期待される。

(参考)

長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025における県庁舎跡地活用とS D G sの関係

「8 働きがいも経済成長も」

「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」

「11 住み続けられるまちづくりを」



上記のほか、今後、具体的な取組等を検討していく中で関連が見込まれる目標(ゴール)やターゲットも想定されることから、S D G sの理念を十分踏まえながら整理を進めていく。

(想定されるゴール例)

「2 飢餓をゼロに」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「14 海の豊かさを守ろう」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」等

3. これまでの検討経過

3.1 懇話会における議論

県庁舎跡地の整備については、平成 21 年以降、長崎県県庁舎跡地活用懇話会や県民によるワークショップ等で議論がなされ、平成 22 年 1 月に、当懇話会から、跡地活用の基本理念や基本的な方向等について提言がまとめられた。

また、平成 24 年からは、2 回目の懇話会となる長崎県県庁舎跡地活用検討懇話会が設置され、平成 26 年 4 月、「多目的広場機能」「歴史・情報発信機能」「ホール機能」の 3 つの機能を跡地に期待される具体的な用途・機能の主要機能候補とすることなどが、新たな提言として示された。

3.2 長崎市からの提案

その後、県において、この 2 つの懇話会の提言を基に検討を進めていたところ、平成 26 年 7 月に長崎市から県に対して県庁舎跡地におけるホール機能に関する提案がなされたことから、これまでの議論を引き続き踏まえつつ、長崎市からの提案内容についても併せて検討を進めることとなった。

その後、県と長崎市において、県庁舎跡地活用プロジェクト会議の場を中心に協議を進め、平成 30 年 11 月に、広場、交流・おもてなしの空間（以上、県整備予定）、質の高い文化芸術ホール（長崎市整備予定）の 3 つの主要機能を効果的に配置し、その機能の相互連携によって賑わい創出の相乗効果を発揮させるという「県庁舎跡地整備の基本的な考え方」を整理した。また、翌令和元年 6 月には、基本的な考え方を踏まえた「県庁舎跡地整備方針」を策定し、この方針に基づき、同年 9 月より基本構想の策定に着手し、3 つの機能を柱とした跡地活用の詳細な機能や配置などについて検討を進めた。

これらの状況を踏まえ、旧庁舎の解体後、令和元年 10 月から令和 2 年 1 月にかけて埋蔵文化財調査を実施したところ、江戸時代の遺構等が確認され、埋蔵文化財の専門家から、さらに詳細な調査の実施を検討してほしい等の意見が出された。県は詳細な調査を実施する必要があると判断し、長崎市からは、文化芸術ホールは現市庁舎跡地に整備したいとの考えが示された。

このため、県において、これまでの議論を踏まえ、賑わいの中心となる「広場」、歴史や観光等の情報発信を行う「交流・おもてなしの空間」の整備を基本としつつ、新たにどのような機能を付加することができるかを含め、活用策についてさらなる検討を進めた。

3.3 新たな機能の検討

令和 2 年度の埋蔵文化財調査と併行して、令和元年度から整備する機能等にかかる検討を民間のコンサルタント会社に委託し、他の自治体の先進事例の収集・研究、民間デベロッパーや施設運営の専門事業者など幅広い分野の専門家等への意見聴取などを実施しながら検討を深めた。

これらの意見聴取の結果や、令和 2 年 9 月に委託事業者から提出された、文化芸術ホールに代わる新たな機能等の提案を含む検討報告書の内容等も参考にしながら、県において、専門家や関係者等への意見聴取を進め、活用策の具体的検討を進めた。

3.4 県庁舎跡地整備基本構想のとりまとめ

埋蔵文化財調査が令和3年2月で完了し、敷地全体の遺構等の状況が確認できたことから、整備する機能の具体的な配置や規模等の整理を進め、同年6月、県庁舎跡地整備基本構想の骨子案を、同年9月、基本構想の素案を整理した。その後、素案に対するパブリックコメントや関係者の皆様からのご意見等を踏まえ、内容の精査を行い、今般、基本構想をとりまとめた。

(主な検討経過)

- 平成22年1月 県庁舎跡地活用懇話会の提言(基本理念等)
- 平成23年1月 県議会からの意見書
- 平成26年4月 県庁舎跡地活用検討懇話会の提言(用途・機能等)
 - 7月 長崎市からホール機能等の提案
- 平成28年2月 広場、交流・おもてなしの空間、質の高い文化芸術ホールの3つの方向性を中心に検討を進めていく旨を県議会に説明
- 平成29年2月 県議会からの意見書
- 平成30年11月 県庁舎跡地整備方針の策定に向けた基本的な考え方を県議会に説明
- 令和元年6月 県庁舎跡地整備方針を策定
 - 9月 整備方針の具体化(基本構想)に着手
 - 10月 埋蔵文化財調査に着手
- 令和2年1月 県として、さらに詳細な埋蔵文化財調査が必要との考えを表明
長崎市から、新たな文化施設については現市庁舎跡地に整備したいとの考えが示される
 - 9月 委託事業者から、基本構想の策定支援にかかる検討報告書が提出される
- 令和3年2月 予定していた埋蔵文化財調査完了
 - 6月 県庁舎跡地整備基本構想(骨子案)をとりまとめ
 - 9月 県庁舎跡地整備基本構想(素案)をとりまとめ
- 令和4年6月 県庁舎跡地整備基本構想(案)をとりまとめ